

令和3年7月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年7月9日（金曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 (欠番)
4番 園田 恭子 5番 宿利 浩満
6番 河野千代美 (副会長) 7番 安藤 慎八 (会長)

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 (欠席) 3番 衛藤 榮一
4番 梅木 隆富 5番 藤原 善和 6番 高浪 辰雄
7番 高倉 利子 8番 飯田 久夫 9番 秋好 清広
10番 (欠席) 11番 衛藤 和敏 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願いについて
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 農用地利用配分計画の決定について
議案第6号 下限面積（別段の面積）の設定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
(相続)

報告第2号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第3号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 八栄 主幹（統括） 井野 俊夫
主査 島津 智美 主査 繁田 寿美

<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局長</p>	<p>今日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 それではただ今より令和3年7月定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、消毒・検温・マスクの着用に、引き続きご協力よろしくいたします。 それでは、着席して進めさせていただきます。 それでは、安藤会長あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、会を進めさせていただきます。農業委員定数6名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。 また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。 それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、5番委員、6番副会長よろしくをお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見を申し上げます。 それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。 番号1、大字古後字原〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積1,270㎡、外2筆で、合計面積 2,530㎡です。3条の無償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で贈与です。担当委員は、2番委員です。 番号2、大字古後字専道〇〇〇〇番、登記簿地目は田、面積1,</p>

	<p>500㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、2番委員です。</p> <p>番号3、大字戸畑字野田〇〇〇〇番、登記簿地目は田、面積2,695㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、欠番の為、今回は、2番委員が担当しました。</p> <p>番号4、大字帆足字鷹巣〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積894㎡、外1筆で、合計面積917㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さん。譲受人は、〇の〇〇〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、5番委員です。</p> <p>以上、4件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明ですが、</p> <p>番号1～3 を 2番委員、</p> <p>番号4 を 5番委員、お願いします。</p> <p>また、農業委員の報告の後に、推進委員、報告をよろしくお願ひします。</p>
農業委員	<p>それでは、番号1の調査結果を報告します。6月28日、申請者と、推進委員と私で、現地を確認しました。土地の所在は、大字古後、〇〇地区内にあります。〇〇〇〇番〇は県道の下になります。ほか2筆は、譲受人の自宅近くに位置しています。合計面積は2,530㎡で、稲作を中心とした譲受人が、田と畑で利用する計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人の事情により贈与の農地の移動です。譲受人の耕作面積は40a以上あり、通作距離は遠い所で約400mです。残り2筆は家の近くで耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有は、トラクター、田植え機などで、農業従事者は本人含め2名おり、耕作に問題ありません。</p> <p>番号2の調査結果を説明します。6月28日、申請者と、推進委員と私で、現地を確認しました。土地の所在は、土地の所在は、大字古後字専道で、〇〇川沿いにある農地です。1筆で、1500㎡あり、〇〇〇〇をしている兼業農家の譲受人が取得し、耕作する予定です。現況は田です。これまで通り、稲を作付する計画です。権利</p>

	<p>の内容は所有権の移転で、譲渡人の要望で、売買による農地の移動です。譲受人の耕作面積は40a以上あり、通作距離は約100mです。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有は、トラクター、コンバイン、田植え機などで、農業従事者は本人を含め4名おり、取得後の耕作に問題ありません。</p> <p>番号3について調査結果を報告します。6月25日、申請者と、推進委員、事務局と私で、現地を確認しました。土地の所在は、土地の所在は、大字戸畑字野田〇〇〇〇で、国道〇〇〇号線から〇〇〇〇〇〇〇の方面に入り、その先を左に曲がった少し先の農地です。1筆で、2695㎡あり、稲作をしている兼業農家の譲受人が取得し、耕作する予定です。現況は田です。これまで通り、稲を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人は97歳と高齢で、息子も県外におり、管理ができないため、売買による農地の移動です。譲受人の耕作面積は40a以上あり、通作距離は約2.5kmです。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有は、トラクター、田植え機などで、農業従事者は本人を含め2名おり、取得後の耕作に問題ありません。</p> <p>以上です。</p>
農業委員	<p>番号4について調査結果を報告します。7月1日、〇〇さんが高齢のため、代理の方と、申請者、推進委員、事務局と私で現地を確認しました。土地の所在は、鷹巣〇〇〇〇番〇で、昨年までは知人の方が野菜を作っていて、今度は〇〇さんがニンニクを作付する計画です。〇〇〇〇番〇は目測ですが、登記面積の半分くらいしかなく、分筆をしていった残地と思われます。家庭菜園程度しか残っておりませんでしたので、今後も家庭菜園として利用していきます。〇〇さんは、〇〇〇業を行っておりますが、農業もしており、今まで購入した土地も農業を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>

農業委員	(挙手)
議長	<p>全員賛成です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可します。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字日出生字潰シ坂〇〇〇〇番〇、登記簿地目は畑、面積56㎡、外8筆で合計面積が3,263㎡です。申請人は〇〇〇の〇〇〇さん。転用目的及び転用理由は、植林用地への転用です。なお、平成27年頃に植林しており、追認案件です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、5番委員です。</p> <p>番号2、大字太田字川底〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積1,068㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん。転用目的及び転用理由は植林用地としての転用です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、2番委員です。</p> <p>以上、2件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を 番号1 を 5番委員、 番号2 を 2番委員、お願いします。 委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。</p>
農業委員	<p>それでは、番号1の調査結果を報告します。7月1日、申請者と推進委員と事務局とで現地確認しました。土地の所在は大字日出生の〇〇で、田が5筆、畑が3筆で、合計8筆で3,263㎡です。以前は水の確保など苦勞をしたような農地で、山が近いため鹿やイノシシの被害が多く、平成27年頃クヌギを1500本ほど無許可で植えており、始末書も添付されております。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
農業委員	<p>番号2の調査結果を報告します。7月2日、申請者と推進委員、事務局と私で現地を確認しました。土地の所在は、大字太田字川底、県道〇〇号線の右下に位置しています。3枚で1筆、1068㎡で</p>

	<p>す。植林をする計画です。もともと作りづらく、災害で砂が入り作りづらくなりました。中山間に入っていましたが、それも外れました。クヌギを約50本植林する計画です。県道の横に水路があるので、県道沿いはクヌギ以外の木を植えたほうが良いとの話をしました。周りの農地に影響を与える要因はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第3号、非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号、非農地証明願いについてです。</p> <p>番号1、大字帆足字鷹巣〇〇〇〇番〇〇、登記簿地目は田、面積2.09㎡です。申請人は〇〇の〇〇〇〇〇さん。非農地の事由は、申請地に昭和50年頃、井戸を掘削して現在も使用しているが、地目を変更していなかったためです。担当委員は、5番委員です。</p> <p>以上、1件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を番号1を5番委員、お願いします。</p> <p>委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。</p>
農業委員	<p>それでは、番号1の調査結果を報告します。7月1日、申請者と、推進委員と事務局と現地を確認しました。農地の所在は、鷹巣〇〇〇〇番〇〇で、2.09㎡です。井戸を掘削して飲用水として利用していましたが、町水道が通ったため、今は生活用水として利用し</p>

	<p>だいており、問題ありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第4号については、原案どおり承認します。</p> <p>次に、議案第5号、農用地利用配分計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号 農用地利用配分計画書についてです。</p> <p>番号1については、昨年まで〇〇〇〇さんが借りて耕作していましたが、耕作が困難になったため解約し、あらたに〇〇〇〇さんが借り受けます。借受期間は、令和3年8月1日～令和8年6月30日までです。本案件については、配分替えのため、改めて現地調査は行っていませんが、〇〇さんは、町内で農業に従事しており、問題ありません。以上です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第5号については、原案どおり承認します</p> <p>次に、議案第6号、下限面積（別段の面積）の設定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>皆様ご承知のとおり、下限面積は農地法第3条の規定による許可要件の一つで、下限面積の設定については、毎年、農業委員会にて審議することとなっており、地域の実情に応じて農業委員会の判断</p>

<p>事務局</p>	<p>で、別段の面積を定めることができることとなっています。</p> <p>今年度の下限面積について、以下のとおり提案いたします。</p> <p>「下限面積は40アールとする。ただし、空家に付随した農地に限定した下限面積を1アール（1アール未満の場合はその面積）とする。」</p> <p>詳細については、事務局の繁田が説明します。</p> <p>今日、お配りした参考資料集の4ページと5ページをお開きください。</p> <p>下限面積（別段の面積）の設定についてです。経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的に行わないことが想定されるため、玖珠町では下限面積を40aとして、農地法の3条許可を行っています。経営面積とは、譲受人の世帯が、耕作している自作地と耕作している借受地の合計です。3条の申請での下限面積要件では、その経営農地と新たに取得する面積の合計になります。下限面積の設定には、農林業センサスの数値を参考にしますが、最新の2020農林業センサスの、詳細な数値が公表されていないので、前回の数値を算出にしています。</p> <p>5ページをお開きください。空き家に付随した農地に限定した下限面積の設定についてで、高齢化等により農業の経営体が不足し、農地の遊休化が深刻な状況にあり、新規就農等をしなければ農地の保全及び有効活用が図られない場合、新規就農を促進するために適当と認められる面積を設定することができます。町外の定住と新規就農を促進させるため、玖珠町空き家バンクに登録された空き家に付随する農地を農業委員会で指定することで、下限面積が設定できます。空き家に付随した農地の設定は、令和3年4月の定例会で、1筆畑346㎡の設定を行いました。この分の、3条申請はまだありません。</p> <p>次に、下限面積要件の適用の例外です。ハウス園芸等集約的に行われるものであると認められる場合に、下限面積要件が適用されません。主に、認定新規就農者には、この規定で過去何件か適用し、許可しております。最近だと、令和3年2月に1件ありました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑はありませんか。</p>

2番委員	40aで困るという声が多くあるなら、変えたほうがいいと思いますが、なければこのままでも。
議長	ないようでしたら、ご承認をお願いします。承認される農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(挙手)
議長	全員承認です。議案第6号は原案どおり承認されました。以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。
事務局	<p>報報告第1号です。農地法第3条の3第1項の規定による届出(相続による所有権移転)が3件、届出されております。内容についてはご一読ください。</p> <p>報告第2号です。農地法第18条の規定による合意解約が4件、届出されております。内容についてはご一読ください。</p> <p>報告第3号です。農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人の要件確認書が3件報告されています。報告のありました3団体については、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを報告いたします。内容についてはご一読ください。</p>
議長	何か質疑はありませんか。
議長	無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。
事務局	<p>～省略</p> <p>(農地パトロールに関する説明・農業者年金に関する説明)～</p>
事務局	<p>前回の農業委員会でも意見を聞きましたが、令和3年度の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見・要望等についてです。今回は、農業会議が取りまとめる、農地の最適化についての施策になるので、中山間も大切なのですが、鳥獣害対策への施策をあげるようにしたいと思います</p>
事務局	これまで配分計画については、委員に現地を見てもらっていまし

	<p>たが、集積計画では現地を見ないので、現地確認はしない方に統一したいと思います。ただ、中間管理事業で貸し借りする部分については、航空写真を議案と一緒にお配りして、何か問題があれば見に行くという対応にしたいと思います。</p>
議長	<p>その他、委員から何かありましたらお願いします。</p>
2番委員	<p>田植えをただで管理しておらず、雑草がひどい農地があるので、どうしたらよいか。 周りから相談を受けるが、どう対応していいものかと。</p>
事務局	<p>後で、場所や人を教えてください。</p>
議長	<p>それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会7月定例総会を閉会します。</p>